

身体拘束等の適正化のための指針

児童支援事業所 すまいりー

施行：令和7年4月

1 事業所における身体拘束等の適正化の基本的な考え方

身体拘束は、利用者の活動の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある活動を阻むものである。当事業所では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援の実施に努める。

(1) 児童福祉サービス等指定基準における身体拘束禁止の規定

サービス提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者などの生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止する。

(2) 緊急やむを得ない場合の例外三原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、障害・特性を理解した上で身体拘束を行わない支援を提供することが原則である。例外的に以下の3つの要素のすべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがある。

ア 切迫性：利用者本人又は他の利用者の生命又は身体が危険にさらされる緊急性が著しく高いこと。

イ 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替法がないこと。

ウ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

※身体拘束を行う場合には、上記3つの要件をすべて満たすことが必要である。

2 身体拘束等の適正化における基本方針

(1) 身体拘束の原則禁止

当事業所においては、原則として身体拘束及びその他の行動制限を行わない。

(2) やむを得ず身体拘束を行う場合

利用者本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合は、身体拘束適正化検討委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束等による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3つの要素のすべてを満たした場合にのみ、利用者本人・家族へ説明し同意を得て行う。

また、身体拘束等を行った場合は、その状況についての経過記録の整備を行い、できるだけ早期に身体拘束等を解除すべく努める。

(3) サービス提供時における留意事項

身体拘束等を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組む。

- ア 利用者主体の行動・尊厳ある環境の保持に努める。
- イ 言葉や対応等で、利用者の精神的自由を妨げないように努める。
- ウ 利用者の思いをくみ取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応を行う。
- エ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の身体的・精神的な自由を安易に妨げるような行為は行わない。やむを得ず安全確保を優先する場合は、身体拘束適正化検討委員会において検討する。
- オ 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者主体的な活動をしていただけるように努める。

(4) 利用者本人・家族への説明

利用者の人権を尊重し、安心してサービスを利用していただくため、サービス契約時に当事業所の方針を説明する。利用者本人及び家族の生活に対する意向を確認し、支援の方向性を提案することで、身体拘束等の適正化に向けた取り組みについて、理解と協力を得られるように努める。

3 身体拘束等の適正化における体制

(1) 身体拘束適正化検討委員会の設置

当事業所では、身体拘束等の適正化に向けて身体拘束適正化検討委員会を設置する。

ア 設置目的

- ・事業所内等での身体拘束等の適正化に向けての現状把握及び改善についての検討
- ・身体拘束等を実施せざるを得ない場合の検討及び手続
- ・身体拘束等を実施した場合の解除の検討
- ・身体拘束等の適正化に関する職員全体への指導

イ 身体拘束適正化検討委員会の構成員（別紙参照）

- ・委員長：管理者・児童発達支援管理責任者
- ・委員：児童支援事業所Neo 事業所責任者（虐待防止マネージャー）
児童支援事業所ハピネス 事業所責任者（虐待防止マネージャー）
児童支援事業所すまいりー 管理者・児童発達支援管理責任者（虐待防止マネージャー）
苦情解決第三者委員

ウ 身体拘束適正化検討委員会の開催

- ・年1回以上開催（必要時はその都度開催）

4 やむを得ず身体拘束等を行う場合の対応

利用者本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束等を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施する。

(1) 身体拘束適正化検討委員会の実施

緊急やむを得ない状況になった場合、身体拘束適正化検討委員会で、拘束等による利用者の心身の損害や拘束等をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束等を行う選択をする前に「切迫性」「非代替性」「一時性」の3要素のすべてを満たしているかどうかについて検討・確認する。

要件を検討・確認した上で、身体拘束等を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し、本人・家族に対する説明書を作成する。

また、身体拘束解除に向けた取り組み改善の検討会を早急に行い実施に努める。

(2) 利用者本人や家族に対しての説明

別紙様式1を用いて身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・解除に向けた取り組み方法を詳細に説明し十分な理解が得られるように努める。

また、身体拘束等の同意期限を超え、なお拘束等を必要とする場合については、事前に利用者・家族等と行っている内容と今後の方向性、利用者の状態などを説明し、同意を得た上で、実施する。同意内容は、児童発達支援計画等にも記載する。

(3) 記録と再検討

法律上、身体拘束等に関する記録は義務付けられており、別紙様式2及び別紙様式3を用いて、その様子・心身の状況・やむを得なかった理由及び経過、解除に向けての取り組み方法などを記録する。また、当該記録をもとに身体拘束等の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を随時検討する。記録は5年間保存し、要望があれば提示できるものとする。

(4) 拘束等の解除

(3)の記録と再検討の結果、身体拘束等を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除し、その旨を利用者・家族に報告する。

5 身体拘束等の適正化のための職員教育・研修

支援に関わるすべての職員に対して、身体拘束等の廃止と人権を尊重した支援の励行について職員教育を行う。

(1) 定期的な教育・研修(年1回以上)の実施

(2) 新任者に対する身体拘束適正化研修の実施

(3) その他必要な教育・研修の実施(市が実施する研修会等への参加、報告など)

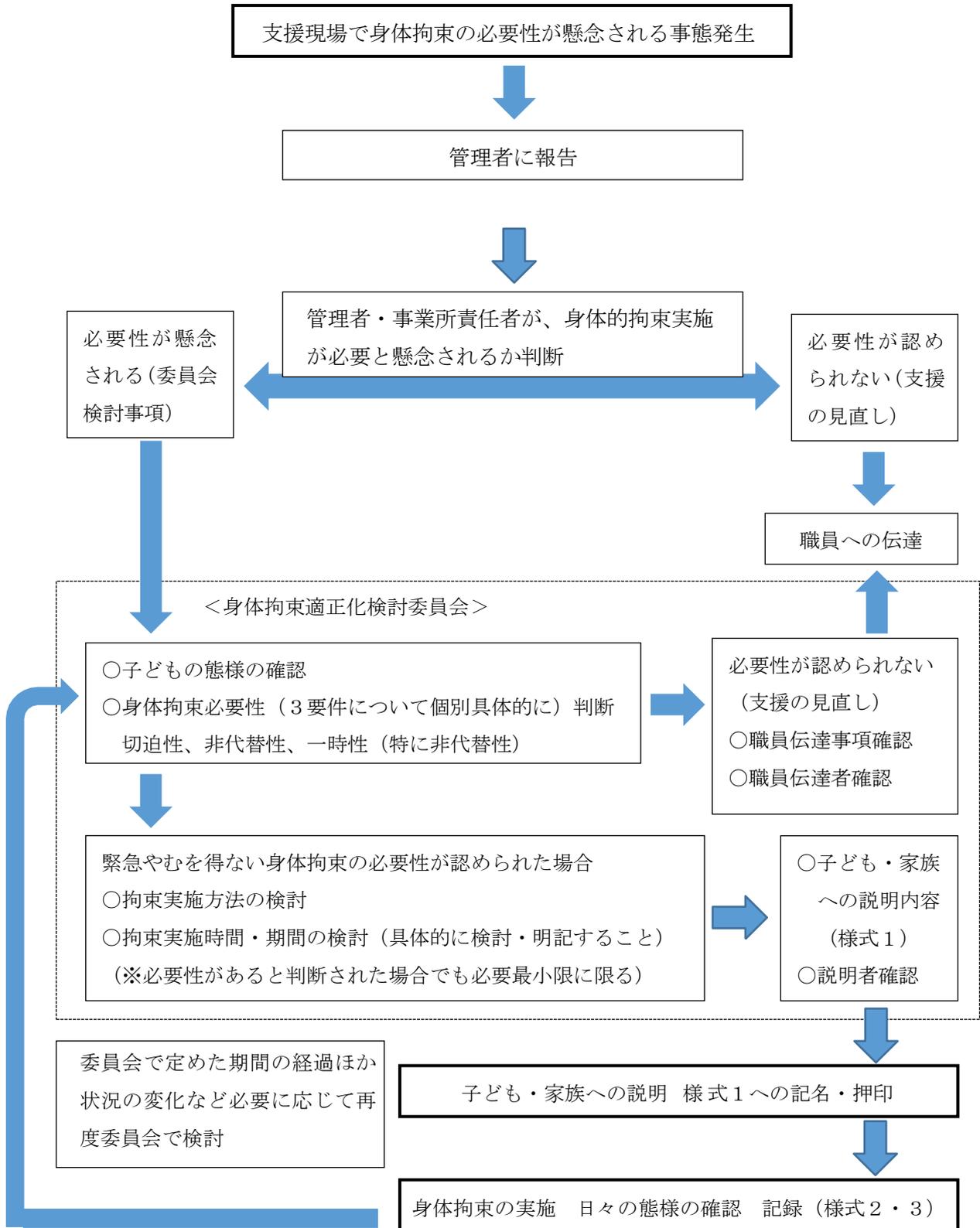
6 利用者等に対する指針の閲覧

この指針は、利用者・家族等に身体拘束等の適正化への理解と協力を得るため、事業所ホームページ等に掲載を行い、積極的な閲覧の推進に努める。

附則

- 1 この指針は令和7年4月1日より施行する。

身体拘束適正化 対応フロー図



身体拘束・行動制限に関する説明書

____様の状態が、次の①、②、③を全て満たしておられるため、緊急やむを得ず、下記の方法と時間帯において最小限度の身体拘束・行動制限を実施いたします。

ただし、できる限り長期化することなく、解除することを目的に実施いたします。

- ① 利用者本人又は他の利用者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いと判断されるとき。
- ② 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護方法がないと判断されるとき。
- ③ 身体拘束その他の行動制限が一時的である。

個別の状況による理由	
方法(場所、内容、部位)	
時間帯及び時間	
特記すべき心身の状況	
開始及び解除の予定	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで

上記のとおり実施します。

児童支援事業所 すまいりー 管理者

印

【利用者・ご家族の記入欄】

上記の件について説明を受け、確認いたしました。

年 月 日

氏名 _____

ご本人との続柄 _____

(参考)身体拘束・行動制限の例

- ・車いすやベッドなどに縛る
- ・手指の機能を制限するためにミトン型の手袋をつける
- ・行動を制限するために介護衣(つなぎ服)を使用する
- ・職員自身が利用者を押さえて行動制限をする。
- ・行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- ・自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・検討記録(初回)

利用者	様	年齢	歳	障害者区分	
開始日	年	月	日	解除日	年 月 日

検討参加者					
記録者		次回検討予定		月	日頃

切迫性があるか	はい	いいえ
① ご本人の生命身体にどのような危険が考えられるか		
② 他者の生命身体にどのような危険が考えられるか		
他の方法で対処できるか	はい	いいえ
拘束以外の介護方法を試みた結果		
一時的か	はい	いいえ
どのような状態になれば拘束を解除できるか		
医師の指示はあるか	はい	いいえ
家族への連絡をしたか	はい	いいえ
家族の同意	あり	なし
①連絡したもの		
②連絡を受けた家族		
拘束等の種類		
4点柵 つなぎ ミトン 車椅子後ろブレーキ 車椅子+テーブル		
その他()※具体的に		
拘束等の時間帯		
臥床時 24時間 経管注入時 車椅子座位時		
その他()※具体的に		

身体拘束経過記録

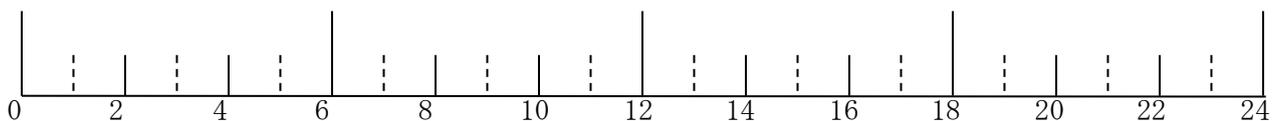
実施日	年 月 日()	記録者	
-----	----------	-----	--

実施内容		心身状況	
ミトン着用	右 左	興奮	
抑制	右上 左上 右下 左下 体幹		
つなぎ		訴え	
4点柵			
薬剤		皮膚症状	
車椅子	後ろブレーキ ベルト		
施錠		その他	
その他			

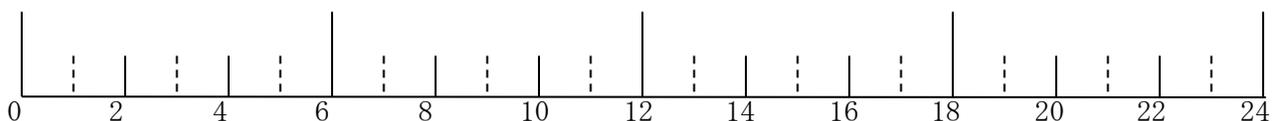
緊急やむを得ない理由

実施時間（開始 ● 解除 ○）

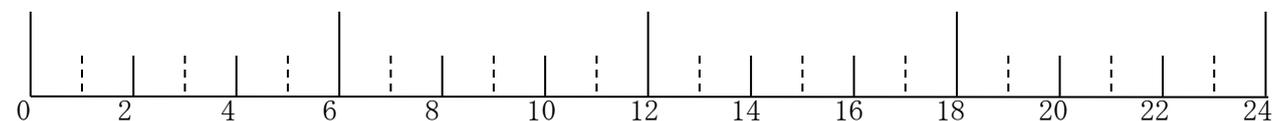
身体拘束等内容()



身体拘束等内容()



身体拘束等内容()



虐待防止・身体拘束適正化委員会（年1回以上開催）

委員長：鹿内 さやか（管理者・児童発達支援管理責任者）

委員：千代谷 寿幸（苦情解決第三者委員）

テイラー彩加（児童支援事業所Neo 事業所責任者）

出花 聖子（児童支援事業所ハピネス 事業所責任者）

清藤 寿子（児童支援事業所すまいりー 管理者・児童発達支援管理責任者）

虐待防止委員会の役割

- ・研修計画の策定
- ・職員のアプローチマネジメント、苦情解決
- ・チェックリストの集計、分析と防止の取組検討
- ・事故対応の総括
- ・他の事業所との連携 等



各事業所虐待防止マネージャー

児童支援事業所 Neo：テイラー彩加

児童支援事業所 ハピネス：出花 聖子

児童支援事業所 すまいりー：清藤 寿子

虐待防止マネージャーの役割

- ・各職員のチェックリストの実施
- ・倫理綱領の浸透、研修の実施
- ・ひやりハット事例の報告、分析等

児発管

- ・支援中全般の中での子どもの様子や気になったこと
- ・保護者対応
- ・支援者への対応等

保育士

- ・支援中全般の中での子どもの様子や気になったこと
- ・保護者対応
- ・支援者への対応等

運転手

- ・送迎中の車内での様子や気になったこと